

社会保険等未加入対策の強化について

平成30年3月
富山県農林水産部
土木部

県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

本県では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、これまでに、社会保険等未加入の建設業者を入札に参加させないこととするとともに、県発注工事における社会保険等未加入の下請業者に対して加入指導を行ってきたところです。

このたび、社会保険等未加入対策をさらに強化するため、契約約款に、一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する規定を追加することとしました。

建設業における社会保険等への加入に関しては、元請企業及び下請企業の役割と責任等を示した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省制定）の趣旨を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

（注）各保険の根拠法において適用除外とされている者と下請契約を締結することは問題ありません。

参考：「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（抜粋）

第2 元請企業の役割と責任

（中略）

（3）下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設業者は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であること（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。

このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。（中略）

については、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべきであり、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。

富山県建設工事標準請負契約約款（抜粋）

（工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。

3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

（下請契約の制限）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接契約する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をした事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければならない。

下請企業を社会保険の加入企業に限定する取組について

規定を導入している団体			規定を導入していない団体		
35団体			12団体		
二次下請以降も含めて加入企業に限定	一次下請のみ加入企業に限定		導入を予定している	導入を予定しているが時期は未定	導入する予定はない
17団体	18団体		5団体	5団体	2団体
元請企業に対する違約罰の設定状況					
二次以降も含め設定	一次のみ設定	設定していない	設定している	設定していない	
4団体	2団体	11団体	6団体	12団体	

平成30年度上期ブロック監理課長等会議事前アンケートによる
(平成30年5月実施)

都道府県独自の取組の例

- 工事の入札公告時に、「社会保険等未加入対策チラシ」を掲載し取組の周知を図っている。
- 建設業協会との意見交換会、建設業者向け説明会において、経営事項審査の説明に併せて社会保険の未加入対策についても説明を行っている。

平成30年度上期ブロック監理課長等会議事前アンケートによる
(平成30年5月実施) 30

請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組(都道府県)  国土交通省

- 平成29年7月の公共工事標準請負契約約款の改正を踏まえて契約書を改正し、請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を導入している都道府県は14団体(約30%)に留まる。
- 規定を導入していない団体のうち、19団体は導入する予定がないと回答。

請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について

規定を導入している団体			規定を導入していない団体		
14団体			33団体		
元請に提出させ、承認している	契約締結後一定期間以内に元請に提出させている	発注者が必要と認める場合に元請に提出させている	導入を予定している	導入を予定しているが時期は未定	導入する予定はない
3団体	8団体	3団体	4団体	10団体	19団体

都道府県独自の取組の例

- 立入検査の際に各業者に対して、法定福利費の内訳明示の指導を行っている。
- 施工体制台帳に、各下請契約ごとに契約金額及び法定福利費の額を記載することとしている。
- 国土交通省直轄工事と同様に、入札結果の公表時に当該工事の予定価格に含まれる法定福利費の概算額を明示している。